

所管局	事業名	委託期間	委託料			(単位: 百万円、%)
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	
建設局	河川管理施設(地下調節池)の管理の委託	平成31.4.1~令和4.3.31	396,769	393,638	437,095	
建設局	河川管理施設(防災船着場)の管理の委託	平成31.4.1~令和4.3.31	35,983	28,273	33,629	
建設局	河川事業の理解促進に向けた河川施設活用等検討委託	令和3.1.9~令和3.3.19	—	7,480	—	
建設局	河川水辺環境保全業務委託	平成31.4.1~令和4.3.31	377,399	411,521	414,925	
建設局	和田堀第二調節池事業地管理委託	平成31.4.1~令和3.12.25~令和4.3.31	127,583	84,912	63,588	
建設局	河川工事監督業務委託	平成31.4.1~令和4.3.31	153,409	150,849	159,148	
建設局	扇橋閘門運転業務委託	令和元.7.8~令和4.3.31	33,267	39,094	41,459	
環境局	八丈ビジターセンター及び花壇苗の現地試験の栽培管理委託	平成31.4.1~令和4.3.31	54,970	54,340	55,440	
旧オリンピック・パラリンピック準備局	花壇苗の栽培管理委託	令和元.5.29~令和元.10.31	9,973	—	—	
合計			1,592,737	1,530,437	1,488,625	

(表4) 経常収益等に占める都からの収益の推移

(注)協会の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、収益事業に係る収支を収益事業会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

(単位: m<sup>2</sup>、隻、千円)

分類	施設名	目的	種類				(年額)
			土地	建物	河川	船舶	
駐車場用地等(123件)	駐車場等(占用許可)	14,864.55	—	10,823.75	—	—	14,007
売店等(9件)	売店、アイスショーテース、冷蔵庫等(使用許可)	12.21	27.75	—	—	—	371
駐車場等(97件)	スポーツランプ等(設置許可)	3,306.94	—	—	—	22,967	641,376
水上バス「さくら」	水上バスを活用し、防災船として災害対策に備えるとともに平常時に調査等を運行し都民に東京の水辺における船旅を提供し、水辺空間のにぎわい創出を目指す	—	—	—	—	1	1,424
普通財産	水上バス「あじさい」	—	—	—	—	1	
水上バス「こすもす」	—	—	—	—	—	1	

## 東京都公報

（表6）公の施設の管理運営

（単位：千円）

所管局	【グループ名】 （施設名称 （所在地））	指定管理期間	指定管理料		
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
建設局 （注1）	【都市部の公園・南都グループ】 東京都立日比谷公園外5公園1 施設（千代田区日比谷公園ほか）	平成28.4.1～ 令和5.3.31	925,544	717,398	729,138
建設局	【都市部の公園・北部グループ】 東京都立戸山公園外6公園1 （新宿区戸山1-丁目ほか）	平成28.4.1～ 令和5.3.31	799,650	694,477	711,050
建設局	【多摩丘陵グループ】 東京都立長沼公園外4公園 （八王子市長沼1ほか）	平成28.4.1～ 令和5.3.31	300,530	324,737	357,830
建設局	東京都立大神山公園 （小笠原村交番）	平成28.4.1～ 令和5.3.31	64,592	63,685	64,113
建設局	【防災公園グループ】 東京都立東大島公園外2公園 （墨田区堤通2-丁目ほか）	平成28.4.1～ 令和8.3.31	3,781,722	3,787,188	3,895,059
建設局	【文化財園グループ】 東京都立浜離宮恩賜庭園外8公園 （中央区浜離宮庭園ほか）	平成28.4.1～ 令和8.3.31	598,990	845,826	619,937
建設局	東京都立神代植物公園 （調布市深大寺元町2丁目ほか）	平成28.4.1～ 令和8.3.31	562,624	576,311	602,436
建設局	【東京都霧園】 東京都多磨霧園外7霧園 （府中市多磨町四丁目ほか）	平成28.4.1～ 令和8.3.31	1,878,433	1,691,482	1,665,311
建設局	東京都瑞江葬儀所 （江戸川区春江町三丁目）	平成31.4.1～ 令和6.3.31	408,219	350,253	351,047
環境局	東京都奥多摩ビジターセンター （奥多摩町水元）	平成27.4.1～ 令和2.3.31	20,895		
環境局	東京都立小峰公園 （あきる野市留原ほか）	平成30.4.1～ 令和5.3.31	31,629	31,965	31,965
環境局	東京都小笠原ビジターセンター （小笠原村父島宇西町）	平成28.4.1～ 令和5.3.31	20,521	20,710	21,285
港湾局	東京都立葛西臨海公園 （江戸川区臨海町六丁目）	平成30.4.1～ 令和3.3.31	105,107	106,254	
	合計		9,498,460	9,210,106	9,049,251

（注1）都市部の公園・南部グループについては、協会、大星ビル管理株式会社及び株式会社井立が結成した共同事業体が管理している。

（注2）文化財園グループには一部利用料金制が採用されているため、同グループに係る指定管理料は、利用料収入の見込み額を考慮して支出されている。

## 第3 監査の結果

## 1 運営に関する事項

本監査では、公益財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）が行っている都立公園、自然公園施設、露園及び葬儀所（以下これらとの公の施設を総称して「都立公園等」という。）に係る指定管理事業について、利用者の利便性に配慮した対応が図られているか、会計経理が適正に行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

## （1）事業実績

協会は、都との協定に基づき、指定管理者として、都立公園等の管理運営業務を行っている。業務内容としては、利用指導、案内、警備等の運営管理、植物管理、清掃、施設保守点検等の維持管理、運動場などの有料施設の使用申込みの受け、承認、料金徴収などを実施し、都立公園等の効用を最大限に發揮させることともに、効率的な管理運営を通じて、利用者サービスの向上を図っている。

都立公園等のうち、東京都立浜離宮恩賜庭園ほか8公園の管理運営に当たっては、入場料及び園内の有料施設の利用料金を指定管理者の収入とする一部利用料金制を採用している。都は、利用料金制を採用する都立公園に付しては、これらの利用料収入の見込み額を考慮した指定管理料を協会に支出している。

都立公園の利用者数については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより大幅に減少し、令和3年度は一部公園において新規の遊具広場のオープンや開園記念イベントなどで利用者数が増加したが、総じて令和2年度と同程度の利用者数で推移している。

## 2 指摘事項

## (1) 団体

ア 浜離宮恩賜庭園の入園整理券に係る販売枚数の確認を適切に行うべきもの

協会は、浜離宮恩賜庭園にある発着場に停留する水上バスを運行している東京都観光汽船株式会社(以下、「会社」という。)との間で、水上バス乗船券と浜離宮恩賜庭園の入園整理券を会社がセット販売し、後日精算することなどを定めた「セット券販売に関する覚書」(以下「覚書」という。)を締結している。セット券の購入者は、水上バスに乗船後、浜離宮恩賜庭園の水上バス発着場にて水上バスを下船し入園しており、セット券利用者の入園料については、覚書の定めにより会社から毎月報告される「入園者数日別集計表」をもとに、協会が入園料分を請求し精算している。

そこで、このセット券の入園料分の精算について見たところ、「入園者数日別集計表」には、日ごとの入園整理券の販売枚数が書かれているが、その根拠となる資料が添付されておらず、会社から報告された販売枚数が正確であるかを協会が確認することができない状態であることが認められた。

協会は、入園整理券に係る販売枚数の確認を適切に行わねたい。

(公益財団法人東京都公園協会)

イ 瑞江葬儀所使用料の徴収事務を適正に行うべきもの

東京都瑞江葬儀所の管理に関する基本協定(平成31年4月1日。以下「基本協定」という。)では、東京都瑞江葬儀所における管理運営業務のうち、施設の使用許可については、協会が受付及び使用料の徴収を行い、徴収された使用料は、局がこれを受け入れることと定められている。

協会は、使用料の徴収に当たり、使用申込書、収入金処理票及び使用券兼領收書の3枚1組で構成される、連番管理された手書き複写式の帳票を用いている。

この事務処理について、令和4年2月分(579件)を見たところ、協会は、帳票を書き損じた場合(84件)において、書き損じた帳票は3枚一式で保管しているものの、番号が揃っていない別の帳票に書き損じた帳票に振られた番号を手書きで記載し、正規の帳票として使用料を徴収していたことが認められた。

このような事務処理は、収入金の漏れや誤りを防ぐという、帳票の連番管理の趣旨に沿った事務処理となつておらず、適正でない。

協会は、帳票の扱いを改め、瑞江葬儀所使用料の徴収事務を適正に行わねたい。

(公益財団法人東京都公園協会)

## ウ 規程に従つて契約事務を行うべきもの

協会は、財務会計規程(平成21年協会規程第1号。以下「規程」という。)により会計処理に関する基本を定めており、規程では、緊急な施工を要する工事の請負契約、又は250万円未満の工事の請負契約及び委託契約については契約書の作成を省略できること、及び契約書の作成を省略する場合は、注文書の交付、請書の領取、請書書又は納品書の微取版その他の方法により、契約の存在及び履行の状況を明らかにしておかなければならないことが定められている。

そこで、協会が規程の定めに従つて契約書を作成しているかについて確認したところ、表7の契約についても契約書の作成を省略できると確認したため、契約金額が250万円以上の契約であるにもかかわらず、契約書の作成を行つておらず、適正でない。

協会は、規程に従つて契約事務を行わねたい。

(公益財団法人東京都公園協会)

(表7) 契約の概要  
(単位:円)

項目番号	契約件名	契約期間	契約金額 (税抜き)
1	2021年度光が丘公園剪定枝葉収集運搬処理委託	令和4.3.25～令和4.3.31	3,034,360
2	2021年度々木公園緊急事態宣言特別警備委託	令和3.4.29～令和3.5.29	3,730,750
3	2021年度9庭園神代植物公園の入場予約システム運営委託(単価契約)	令和3.7.29～令和4.3.31	11,925,000

## 二 契約変更について

契約事務取扱要綱第3.3条では、事業執行課は、契約金額又は工期（契約期間）の変更が生ずる場合においては、変更起工書に変更仕様書等の必要な書類を添えて、総務部財務課に提出するものと定められている。

契約金額又は契約期間を変更すべき契約について、この手続が行われているかについて見たところ、次のとおり、適正でない点が認められた。

## （ア）契約期間を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行うべきもの

協会は、表8のとおり、旧古河庭園の「春のバラフェスティバル」実施に伴い、来園者サービスの向上や一層の普及啓発を図るため、ライトアップの設備設営及び維持管理保守を委託しており、この契約ではライトアップ期間を令和3年5月7日から同月1.9日までと定めている。

ところが、同年4月23日、建設局が新型コロナウイルス感染症対策による緊急事態宣言に対応するため協会に事務連絡を発出し、同月25日から旧古河庭園を休園としたことから、協会は来園者サービスとしてのライトアップを中止することにした。

そこで、協会は、ライトアップした庭園を別途契約したドローンにより撮影、YouTubeやTwitterで配信することを同年5月6日に決定した。これに伴い、ライトアップのために園内に設置した機材を引き続き残置させ、同年6月13日に受託者にライトアップを実施させた。

しかしながら、表8の契約期間は令和3年4月8日から同年6月10日であるため、協会は契約書に定められた契約期間外にライトアップを実施させていたことになる。

前述のとおり、契約事務取扱要綱第3.3条によれば、契約期間の変更が生ずる場合には契約変更手続を行わなければならないと定められている。また、旧古河庭園は都の文化財庭園であるため景観面に十分配慮する必要があることからも、事故が発生した場合等に対応できるよう損害賠償請求等について定めた契約書の契約期間内に業務を履行すべきであり、協会が契約変更手続を行っていないことは、適正でない。

協会は、契約期間を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行われたい。

（公益財団法人東京都公園協会）

（表8）契約の概要

（単位：円）

契約件名	契約期間	契約金額（税抜き）
2021年度石神井公園地補修工事	令和4.2.1～令和4.3.25	8,300,000

（表10）契約内容と完了届の内容との相違

（単位：円）

種別	形状・寸法	契約数量 (a)	完了届の数量 (b)	差 (c=b-a)	差額 (c×15(注))
発生材処分費 設特込	23区再資源化施	8,242 kg	15,830 kg	7,588 kg	113,820

（注）契約書には金額内訳の記載がないため、設計書単価の15円（税抜）で試算したもの。

（イ）契約金額を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行うべきもの

協会は、石神井公園の野外卓補修と樹木管理のため、表9のとおり、工事契約を締結し、樹木管理については、基本剪定50本と枯損木伐採1本を行い、その発生材処分を行っている。

そこで、この契約について見たところ、表10のとおり、契約内容と完了届の内容に相違が見られた。

このことについて、協会は、完了届が提出された際に、契約内容より数量が多いことに気づき、受注者に連絡したところ、金額はそのままいいとの回答を口頭で得たため、契約変更手続をすることなく、検査合格とし、支払をしたとしている。

しかしながら、この契約では、発生材の数量に単価を乗じて契約金額を算出しており、当初の契約数量を大幅に上回ったことから、契約金額の変更の必要が生じたにもかかわらず、契約事務取扱要綱第3.3条に基づく契約変更手続を行っておらず、適正でない。

協会は、契約金額を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行わねたい。

才 契約変更手続及び履行実績の確認を適正に行うとともに、過大に支払った清掃費について返還を求めるべきもの

この契約に基づく園路清掃及び植込地清掃に係る契約額については、年間作業面積(1回に1回の作業面積×年間清掃回数)に契約単価を乗じて算出している。

また、仕様書では、園路清掃について、通常期は拾い掃き清掃を、落葉期は落葉清掃を行うことし、それぞれ作業量に応じた契約単価を定めているが、これらは作業の対象となる園路は同じであるため、両者を同時に使うものではない。

ところで、受託者から提出された作業実績表を確認したところ、次の点が認められた。

(ア) 契約では、通常期の園路清掃の年間清掃回数を339回としているが、

① 新型コロナウイルス感染症対策のため休園するよう局から指示を受けたことなどから、作業実績は、契約の回数よりも3回少なかった。

② 上記作業実績336回のうち、同じ園路に対して通常清掃と落葉清掃とを同時に行ったとしているものが2回あった。

ことから、作業実績は、契約の回数よりも5回少ない334回であることが認められた。

(イ) 契約では、通常期の植込地清掃の年間清掃回数を60回としているが、日常手が回らなかつた場所を重点的に行わせたことから、作業実績は、契約の回数よりも2回多い62回であることが認められた。

しかしながら、協会は、表1-2のとおり、清掃回数の変更があった落葉期については契約変更を行っているが、通常期について契約変更手続を行わず、また、通常清掃と落葉清掃とを同時に行つたとすることを履行の完了確認の際に見逃していた。

このため、表1-3のとおり、園路清掃等に要した費用が1万9,041円過大に支払われており、過正でない。

協会は、契約変更手続及び履行実績の確認を適正に行うとともに、過大に支払った清掃費について返還を求められた。

( 公益財団法人東京都公園協会 )

(注1) この表は、通常期の園路清掃及び植込地清掃に係る支払額の差を抜粋して試算したものである。

(注2) ①新型コロナウイルス感染症対策のため局から休園指示を受けたことなどによる変更 3回

②落葉清掃と同時に回数を含めていた回数 2回

(注3) 日常手が回らなかつた場所を重点的に行わせたことによる変更 △2回

(表1-2) 園路清掃等に係る契約金額の内訳及び契約変更(令和3年3月30日)の内容  
(単位: a、回、円)

種別	形状・寸法	作業面積	年間清掃回数		年間清掃面積		単価	変更前	増(△)減	金額
			変更前	変更後	変更前	変更後				
園路 落葉期 清掃	拾い掃き清掃	269.9	339	0	91.496	0	33	3,019,368	0	0
植込地 落葉期 清掃	拾い清掃	1,702.7	60	0	102.162	0	8	817,296	0	0
植込地 落葉期 清掃	拾い清掃	1,702.7	19	2	32,351	67	2,167,517	16,070,614	13,750,629	△2,319,985
その他の業務								24,030,000	22,023,200	△2,006,800
契約金額(税抜き)										

契約件名	契約期間	契約金額(税抜き)
浜離宮恩賜庭園園地等清掃委託	令和2.4.1～令和3.3.31	24,030,000 契約変更後 22,023,200

## カ 消毒用薬品の使用を適切に行うべきもの

光が丘公園では、例年、水景施設である芝生広場の流れ（以下、「芝生流れ」という。）を、期間限定で稼働しており、令和3年度は、7月21日から8月31日まで稼働している。

また、この芝生流れで使用する流水には、遊離残留塩素濃度が厚生労働省で定められた游泳用プールの衛生基準値となるように、消毒用薬品（次亜塩素酸ナトリウム10%溶液）を希釈したものを使用している。次亜塩素酸ナトリウムは自然分解し、遊離残留塩素濃度が低下するため、薬品の使用期限は製造から6か月となつており、薬品を流水に注入する装置（以下、「装置」という。）の取扱説明書にも、薬品はできるだけ短期間（夏場は10日から20日）で使い切るように記載されている。

ところで、協会は、装置への薬品補充を、表1-4の契約にて委託しており、仕様書において、7月及び8月の予定期を1回ずつとし、補充に使用する薬品は協会が準備することと定めています。

そこで、装置への薬品補充の実施状況について見たところ、初回の補充時には、前年の補充から6か月以上経過した薬品が、タンク内に8割ほど残っていたにもかかわらず、それを廃棄しないまま新しい薬液を追加していた。その後の稼働期間中においても、一度も使い切ることなく、タンク内に薬品が残っている状態で継ぎ足しており、稼働最終日も薬品補充した後、次年度までそのままの状態としていたことが認められた。

また、補充回数についても、稼働期間中に週1回の頻度で計6回行っており、月1回の予定期を大幅に上回っていた。

このことについて、協会は、遊離残留塩素濃度が基準値を下回らないように、薬品補充回数を増やす必要があったとしているが、装置の稼働開始に当たりタンクに残っていた薬品を全て廃棄した上で、薬品の用法用量を守って新しい薬液を補充していれば、仕様書で定める予定期で済んだものである。

薬品の使用期限を守らず、また装置の取扱説明書どおりの取扱いを行わなかつたことは適切ではない。

協会は、消毒用薬品の使用を適切に行われたい。

（公益財団法人東京都公園協会）

（表1-4）契約の概要

(単位：円)		
契約件名	契約期間	契約金額（税抜き）
2021年度 光が丘公園水景施設ほか清掃委託	令和3.4.1～令和4.3.31	2,200,000

（表1-5）工事の概要

(単位：円)			
契約件名	契約期間	契約金額（税抜き）	施工場所
2020年度瑞江緑地所施設物集積所設置工事	令和3.1.19～令和3.3.19	2,134,000	瑞江緑地所内 寸法 フェンス高さ 門扉 幅2,000mm 集積所内はコンクリート舗装

## （2）局及び団体

## ア 管理運営業務によって取得する公有財産に係る取扱いを適正に行うべきもの

東京都瑞江緑地の管理に関する基本協定（平成31年4月1日。以下「基本協定」という。）では、協会が管理運営業務として実施する工事等によって新たな資産が生じた場合、その資産は全て都に帰属すると定められている。

また、基本協定では、協会は、管理運営業務の実施に当たって、局が作成した指定管理者管理運営業務の手引き（以下「手引き」という。）に従って業務を実施しなければならないと定められている。手引きでは、協会が実行する工事によって生じる公有財産の異動に関する事務について、次の手続が定められている。

- ① 指定管理料で工作物を取得する場合は、事前に東部公園緑地事務所に相談すること
- ② 工事が完了した際には、速やかに東部公園緑地事務所に報告すること
- ③ 所は、報告内容を精査し、工事の規模等により公有財産登録の必要があると判断したときは、協会に関係資料の提出を求めるなど、所要の手続を執ること

ところで、協会は、表1-5のとおり、葬儀所内敷地に廃棄物集積所を設置しているが、この工事によって生じた工作物の異動に関する事務について見たところ、協会が上記③の事務を所管する東部公園緑地事務所の管財担当に対して、上記①及び②の手続を執らなかつたことが認められた。

このため、監査日（令和4年1月12日）現在、当該工作物が局の公有財産台帳に登載されておらず、適正でない。

協会は、管理運営業務によって取得する公有財産に係る手続を適正に行われたい。

局は、協会が管理運営業務によって取得した公有財産に係る取扱いについて適正に指導されたい。

（公益財団法人東京都公園協会）

（建設局）

イ 指定管理者管理運営業務の手引きに従つて公園の占用許可事務を行うべきもの

都立神代植物公園の管理に関する基本協定(平成28年4月1日。以下「基本協定」という。)では、協会は、公園の運営管理の一環として開かれる催事の実施に当たつて、指定管理者管理運営業務の手引き(以下「手引き」という。)に従つて業務を実施しなければならないと定められている。

手引きでは、協会が主体となって行う催事については、園地などの公園施設を占用する場合であっても、占用許可(注)を要しないものと定められている。

ところで、協会は、令和2年11月14日に神代植物公園芝生広場の一部948平方メートルを占用して映画上映会を開催しているが、協会は、同月13日付けで西部公園緑地事務所あて公園占用許可申請を行い、所は同日これに対する許可を与え、協会は占用料5,688円を納付したことが認められた。

この取扱いは、手引きに従つたものではなく、適正でない。

協会及び局は、手引きに従つて公園の占用許可事務を行われたい。

(公益財団法人東京都公園協会)

(建設局)

(注) 物件を譲りないで都市公園を占用する者に対し、これを許可することをいう。都市公園を占用する者は、東京都規則で定める占用料を納付することとされている(東京都立公園条例(昭和31年東京都条例第107号)第13条及び第14条)。

3 意見・要望事項

(1) 団体

ア 委託金額の支払要件の整理について

都立神代植物公園の管理に関する基本協定(平成28年4月1日)では、協会は、東京都立神代植物公園における管理運営業務の実施について、年度終了後、管理運営業務の実施状況報告書を提出しなければならないと定められている。

令和2年度における管理運営業務の実施状況報告書を見たところ、表16のとおり、事業計画書に記載された項目について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言発出による休園等のため、実施できなかつたものがあることが認められた。

協会は、これらの事業の実施に当たり表17の契約を締結しているが、事業の中止に伴う事務処理について見たところ、協会は、植物マルシェに係る展示会場設営委託契約については契約金額を支払わずに協議解除を行つたが、フローラルコンサートに係る出演委託契約及び音響委託契約については、当日荒天かつ天候の回復が見込めない場合に、協会と受託者との協議の上中止としたときに契約金額変更をしない旨の仕様書を根拠に、契約金額全額を支払ったことが認められた。

今後、不測の事態に伴う事業の中止により、締結した契約を中途で終了させる事態も想定される。このような場合においては、当該契約の目的、業務の進捗割合、終了時期等に応じて契約金額を支払うことも想定されることから、契約ごとに支払要件を仕様書等において定めることが検討する必要がある。

協会は、協会の責めに帰することができない事由により、受託者が業務を遂行できない場合における委託金額の支払要件の整理について検討が望まれる。

(公益財団法人東京都公園協会)

(表16) 令和2年度 年間事業計画・実績書&lt;イベント・都民協働・自主事業&gt; (抜粋)

計画					実施		
種別	事業名	概要	予定期	予定期	実施時期	実施状況	実施状況
3	フローラルコンサート	季節の花を背景やテーマにしたコンサートの開催	適宜	延べ	4月5日 5月4日 5月17日 5月24日 6月7日	さくらコンサート ガーデンコンサート ばら園コンサート ※新型コロナ対策感染症拡大防止のため中止 ※新型コロナ対策感染症拡大防止のため中止	※新型コロナ対策感染症拡大防止のため中止 ※新型コロナ対策感染症拡大防止のため中止 ※新型コロナ対策感染症拡大防止のため中止
4	植物マルシェ	植物団体や企業と連携した植物の展示・販売を行い、植物の魅力を伝える	5月	-	10月11日 10月18日 10月25日 5月4日	はら園コンサート ※新型コロナ対策感染症拡大防止のため中止 グリーンマルシェ ※新型コロナ対策感染症拡大防止のため中止	はら園コンサート ※新型コロナ対策感染症拡大防止のため中止

(表17) フローラルコンサート等の実施に当たり締結された契約の処理経過 (単位:円)

事業名	契約件名	契約期間	契約金額(税抜き)	処理経過
2019年度神代植物公園フローラルコンサート(1~4月分)音響委託	令和2.4.1~令和2.4.5	60,000	令和2年4月5日付けでイベントが中止となった場合でも委託料を支払う旨決定し、4月25日付けで受託者に代金を支払い、	
フローラルコンサート・継続	4月分)出演委託(複数年)	令和2.4.1~令和2.4.5	50,000	令和2年3月25日付けでイベントが中止となった場合でも委託料を支払う旨決定し、4月25日付けで受託者に代金を支払い、
令和2年度神代植物公園フローラルコンサート(春)音響委託	令和2.4.1~令和2.6.7	240,000	令和2年6月7日付けでイベントが中止となった場合でも委託料を支払う旨決定し、同月25日付けで受託者に代金を支払い、	
令和2年度神代植物公園フローラルコンサート(春)出演委託	令和2.4.1~令和2.6.7	150,000	令和2年4月28日付けでイベントが中止となった場合でも委託料を支払う旨決定し、5月25日付けで受託者に代金を支払い、	
令和2年度神代植物公園フローラルコンサート(1月分)音響委託	令和2.12.9~令和3.1.31	120,000	令和3年1月7日付けでイベントが中止となつた場合でも委託料を支払う旨決定し、1月25日付けで受託者に代金を支払い、	

事業名	契約件名	契約期間	契約金額(税抜き)	処理経過
令和2年度神代植物公園フローラルコンサート(1月分)出演委託	令和2.12.8~令和3.1.31	100,000	令和3年1月7日付けでイベントが中止となつた場合でも委託料を支払う旨決定し、1月25日付けで受託者に代金を支払い、	

## 第4 運営状況の概要

## 1 運営状況

## (1) 事業実績

## ア 公の施設の管理運営

## (ア) 都立公園等の取扱

取扱	(単位:千円)		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入	9,932,911	9,341,293	9,199,224
指定管理料	9,477,565	9,210,106	9,049,251
利用料金	455,346	131,187	149,973
支出	9,700,183	9,588,270	9,321,835
収支	232,726 △	246,980 △	122,613

## (イ) 都立公園等の管理運営業務の実績

## ① 都立公園及び自然公園施設

名称	面積 (m <sup>2</sup> )	利用者数(人)		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
東京都立 日比谷公園	161,636.66	5,519,711	2,675,485	2,181,280
東京都立 芝公園	122,501.09	1,263,801	977,094	1,066,156
東京都立 青山公園	40,018.20	462,451	425,452	401,033
東京都立 林試の森公園	120,762.91	1,126,997	3,017,786	3,144,808
東京都立 東花園春園	80,304.43	725,264	920,700	909,453
東京都立 祖師谷公園	93,372.07	1,125,660	1,101,769	1,150,328
日比谷公園大音楽堂	5,700.00	200,942	14,764	67,418
東京都立 戸山公園	186,471.81	1,098,076	1,105,170	1,138,979
東京都立 善福寺公園	80,204.47	841,982	1,192,446	1,030,831
東京都立 高井戸公園	24,667.03	392,800	586,504	
東京都立 浮間公園	117,330.24	829,681	969,973	1,094,687
東京都立 赤塚公園	255,480.40	721,958	816,068	889,606

名称	面積 (m <sup>2</sup> )	利用者数(人)		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
北都 部都 立公 園・ 多摩 丘陵 公園 ・	東京都立 石神井公園	225,650.03	2,334,120	2,317,423
東京都立 大泉中央公園	103,000.00	357,176	286,017	348,994
東京都立 長沼公園	367,024.29	42,123	62,477	66,174
東京都立 平山城址公園	120,013.58	32,242	71,975	78,925
東京都立 小山田緑地	444,364.04	471,012	730,942	587,218
東京都立 小山内裏公園	459,211.09	1,021,068	1,040,222	1,039,994
東京都立 桜ヶ丘公園	339,322.38	343,017	393,896	382,783
東京都立 大神山公園	153,125.94	372,723	231,977	315,157
東京都立 東白鬚公園	103,127.60	177,946	182,385	184,406
東京都立 木場公園	238,711.13	1,609,538	1,384,993	1,361,817
東京都立 砧公園	391,777.35	1,996,769	2,319,443	2,178,917
東京都立 駒渕オリシンピック公園	413,573.09	2,355,164	1,547,769	1,731,503
東京都立 代々木公園	540,529.00	16,875,355	6,543,233	2,368,774
東京都立 善福寺川緑地	178,783.62	2,544,013	1,764,881	1,479,699
東京都立 和田堀公園	260,502.79	1,675,140	1,482,143	1,397,790
東京都立 汐入公園	129,369.83	2,295,541	1,840,955	2,034,083
東京都立 城北中央公園	253,077.93	890,505	886,467	1,060,943
東京都立 光が丘公園	607,823.73	3,621,160	3,070,665	3,481,995
東京都立 舍人公園	631,530.67	5,696,164	2,905,772	3,293,255
東京都立 水元公園	963,630.81	2,819,083	2,553,638	2,256,616
東京都立 篠崎公園	302,692.96	1,674,811	1,207,687	1,213,887
東京都立 葛西臨海公園	778,597.49	3,286,916	1,948,788	2,219,430

# 東京都公報

名称	面積 (m <sup>2</sup> )	利用者数(人)		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
東京都立 武藏野中央公園	112,440.33	886,849	850,993	948,409
東京都立 府中の森公園	171,483.43	1,256,866	812,658	1,042,112
東京都立 防災公園	385,750.34	645,829	689,221	676,381
東京都立 武藏野の森公園	802,341.05	2,746,615	2,192,756	2,270,515
東京都立 小金井公園	121,098.87	661,178	723,978	695,927
東京都立 東村山中央公園	98,719.71	1,513,393	1,315,103	1,298,536
東京都立 東大和南公園	118,447.07	758,810	687,991	782,935
東京都立 秋留台公園	250,215.72	621,366	146,525	147,390
東京都立 浜離宮恩賜庭園	43,175.36	135,621	40,412	42,086
東京都立 旧芝離宮恩賜庭園	70,847.17	309,248	96,385	109,324
東京都立 六義園	87,809.41	618,746	181,583	187,077
東京都立 旧岩崎邸庭園	18,235.47	152,379	39,901	50,202
東京都立 向島百花园	10,885.88	110,156	41,077	37,579
東京都立 消磨庭園	81,091.27	245,662	91,193	102,168
東京都立 旧古河庭園	30,780.86	313,876	105,220	114,784
東京都立 殿ヶ谷戸庭園	21,123.59	111,662	50,105	39,784
東京都立神代植物公園	489,731.10	646,139	310,890	264,389
東京都立 自然 植物公園	107,576.00	83,678	85,148	74,101
東京都立 小笠原ビジターセンター	924.12	16,759	4,334	7,911
東京都立 葛西臨海公園	4,117,473.01	475,408	454,702	

② 文化財庭園における入園者数

令和元年度

施設名	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	入園料	施設料	計	入園料	施設料	計	入園料	施設料	計
東京都立 狛籠宿居酒屋	138,333	828	139,161	32,194	212	32,406	33,599	234	33,533
東京都立 芝警署 退職施設	12,213	1,891	14,104	3,810	824	4,635	5,079	606	5,688
東京都立 小石川後楽園	64,063	3,345	67,408	19,315	827	20,142	23,112	1,095	24,207
東京都立 六義園	117,195	335	117,530	33,120	92	33,213	38,646	71	38,718
東京都立 旧岩崎邸庭園	36,130	—	36,130	10,503	—	10,503	15,181	—	15,181
東京都立 向島百姓園	7,647	1,498	9,146	3,211	300	3,511	2,996	232	3,228
東京都立 清澄庭園	23,239	9,713	32,952	8,659	2,675	11,335	10,625	2,400	13,020
東京都立 旧古河庭園	30,768	—	30,768	10,727	—	10,727	11,957	—	11,957
東京都立 駿ヶ谷公園	7,677	464	8,141	4,554	156	4,710	3,967	172	4,139
計	437,270	18,076	455,346	126,698	5,088	131,186	145,165	4,812	149,976

(单位：人)

(注) うち水域 4,114,688.68 m<sup>2</sup>

國工 蘭西海決公風 4, 111, 413, 01

## ④ 錦園

施設名	面積 (m <sup>2</sup> )	使用者数(人)			埋蔵数(体)		
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
東京都 青山霊園	263,564	14,109	15,011	14,946	132,365	133,070	133,752
東京都 谷中霊園	102,537	6,517	7,474	7,484	56,555	57,342	58,084
東京都 浅井霊園	67,911	3,927	3,946	4,008	30,635	30,843	30,983
東京都 雜司ヶ谷霊園	106,110	13,222	13,060	12,869	80,653	81,097	80,310
東京都 八王子霊園	1,046,468	82,736	84,691	85,317	325,321	330,928	335,343
東京都 八王子霊園	664,305	33,998	33,942	33,827	103,904	104,985	105,915
東京都 多磨霊園	1,280,237	76,256	76,928	76,917	448,918	451,255	453,707
東京都 小平霊園	653,545	59,950	61,026	61,717	196,289	200,716	205,841

## ⑤ 納骨堂及び斎場

施設名	納骨堂		短期遺骨保管数(個)		斎場	使用件数(件)		
	一時収蔵数	短期収蔵数	合和 元年度	合和 2年度	合和 3年度	合和 元年度	合和 2年度	合和 3年度
東京都 八王子霊園	1,339	1,315	1,267					
東京都 多磨霊園	2,475	2,345	2,177					

(注) 東京都雜司ヶ谷霊園の斎場(崇祖堂)では、平成30年10月から令和2年2月まで改修工事が行われていた。

## 2 参考資料

## (1) 公の施設の管理運営状況

## ア 各施設の概要

## (ア) 都市部の公園・南部グループ

施設名	所在地	開園年月日
東京都立日比谷公園	千代田区日比谷公園	明治 36. 6. 1
東京都立芝公園	港区芝公園一・二・三・四丁目	明治 6. 10. 19
東京都立青山公園	港区六本木七丁目、南青山一丁目	昭和 45. 6. 1
東京都立林試の森公園	目黒区下目黒五丁目、品川区小山台二丁目	平成元. 6. 1
東京都立蘆花恒春園	世田谷区柏谷一丁目	昭和 13. 2. 27
東京都立祖師谷公園	世田谷区上祖師谷三・四丁目、祖師谷五・六丁目、成城九丁目	昭和 50. 6. 1
日比谷公園大音楽堂	千代田区日比谷公園一丁目五番	大正 12. 7. 1

## (イ) 都市部の公園・北部グループ

施設名	所在地	開園年月日
東京都立戸山公園	新宿区戸山一・二・三丁目、大久保三丁目	昭和 29. 8. 16
東京都立善福寺公園	杉並区善福寺二・三丁目	昭和 36. 6. 16
東京都立高井戸公園	杉並区久我山二丁目	令和 2. 6. 1
東京都立浮間公園	板橋区舟渡二丁目、北区浮間二丁目	昭和 42. 7. 26
東京都立赤塚公園	板橋区高島平三丁目、徳丸七・八丁目、四葉二丁目、大門、赤塚四・五・八丁目	昭和 49. 6. 1
東京都立石神井公園	練馬区石神井台一・二丁目、石神井町五丁目	昭和 34. 3. 11
東京都立大泉中央公園	練馬区大泉学園町九丁目	平成 2. 6. 1

## (ウ) 多摩丘陵グループ

施設名	所在地	開園年月日
東京都立長沼公園	八王子市長沼町・下柚木、堀之内	昭和 55. 6. 1
東京都立平山城址公園	八王子市堀之内	昭和 55. 6. 1
東京都立小山田緑地	町田市下小山田町、上小山田町	平成 2. 6. 1
東京都立小山内裏公園	町田市小山ヶ丘二・四丁目、八王子市南大沢	平成 16. 7. 1
東京都立桜ヶ丘公園	多摩市連光寺三・五丁目	昭和 59. 6. 1